

お客さまご提出書類一覧

| No. | ご提出書類 | 発行先 | 確認欄 | 提出確認 |
|-----|---|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 遺言書(※家庭裁判所検認済証明書)【原本】 | 証明書は 家庭裁判所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 被相続人(亡くなられた方)様の戸籍(除籍)謄本【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 本籍所在役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 相続者の印鑑証明書【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 現住所役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 遺言執行者選任審判書【原本】(遺言書内で遺言執行者が定められた場合) | 家庭裁判所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 被相続人(亡くなられた方)様の戸籍(除籍)謄本【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 本籍所在役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 相続者の印鑑証明書【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 現住所役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 共通 | 当社所定用紙「相続関係届出書(限定用)」※相続者の自筆ご署名と実印捺印が必要となります。 | 当社 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 遺産分割協議書【原本】 | - | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 認証分付き法定相続情報一覧図【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) ※上記を提出することで、戸籍(除籍)謄本のご提出が不要となります(法務局手続き) | 本籍・現住所 役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | △ 被相続人(亡くなられた方)様の戸籍(除籍)謄本【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) ※出生から死亡までの連続した戸籍謄本をお願いします(婚姻、転籍、改製等の戸籍謄本) | 本籍・現住所 役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 相続人全員の印鑑証明書【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 現住所役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 遺産分割調停書または遺産分割審判書【原本】(審判書には「確定証明書」を添付のこと) | 家庭裁判所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 認証分付き法定相続情報一覧図【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) ※上記を提出することで、戸籍(除籍)謄本のご提出が不要となります(法務局手続き) | 本籍・現住所 役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | △ 被相続人(亡くなられた方)様の戸籍(除籍)謄本【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) ※出生から死亡までの連続した戸籍謄本をお願いします(婚姻、転籍、改製等の戸籍謄本) | 本籍・現住所 役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 相続人の戸籍謄本【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) ※相続人全員を確定できない場合等 | 本籍所在役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 相続人全員の印鑑証明書【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 現住所役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 共通 | 当社所定用紙「相続関係届出書(限定用)」※相続者の自筆ご署名と実印捺印が必要となります。 | 当社 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 遺産分割手続きが行われていない場合 | 家庭裁判所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 認証分付き法定相続情報一覧図【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) ※上記を提出することで、戸籍(除籍)謄本のご提出が不要となります(法務局手続き) | 本籍・現住所 役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | △ 被相続人(亡くなられた方)様の戸籍(除籍)謄本【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) ※出生から死亡までの連続した戸籍謄本をお願いします(婚姻、転籍、改製等の戸籍謄本) | 本籍・現住所 役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 相続人全員が確認できる戸籍謄本【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 本籍所在役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 相続人全員の印鑑証明書【原本】(発行日から6ヶ月以内のもの) | 現住所役所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ○ 当社所定用紙「相続関係届出書(全員用)」※相続人全員の自筆ご署名と実印捺印が必要となります。 | 当社 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※ご注意事項

- ① ご資産をお引継ぎになる方(相続人等)が当社に口座をお持ちでない場合には、新規口座開設(「総合取引申込書」)のお手続きも必要となります。
- ② ご提出いただいた書類やご資産の内容等により、新たに書類のご提出をお願いする場合がございます。
- ③ 遺言書の種類には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言等」があります。
 - ✓ 「自筆・秘密証書遺言」は、検認手続きがなされている遺言書【原本】をご提出ください。
 - ✓ 「公正証書遺言」は、公証人(公証人役場)の署名がある正本または謄本【原本】をご提出ください。
- ④ 海外に居住されている方は、大使館、領事館で発行する「サイン証明書」が必要です。(住所を確認する書類として「在留証明書」が必要となります。)

市町村役所(場)へお出かけの際のお願い

- ◎ 被相続人様等の戸籍謄本を漏れなくご用意して頂くために、本紙をご持参のうえ、役所(場)の住民課等のご担当者へ「相続手続きのために必要です」と申し添えて下さい。

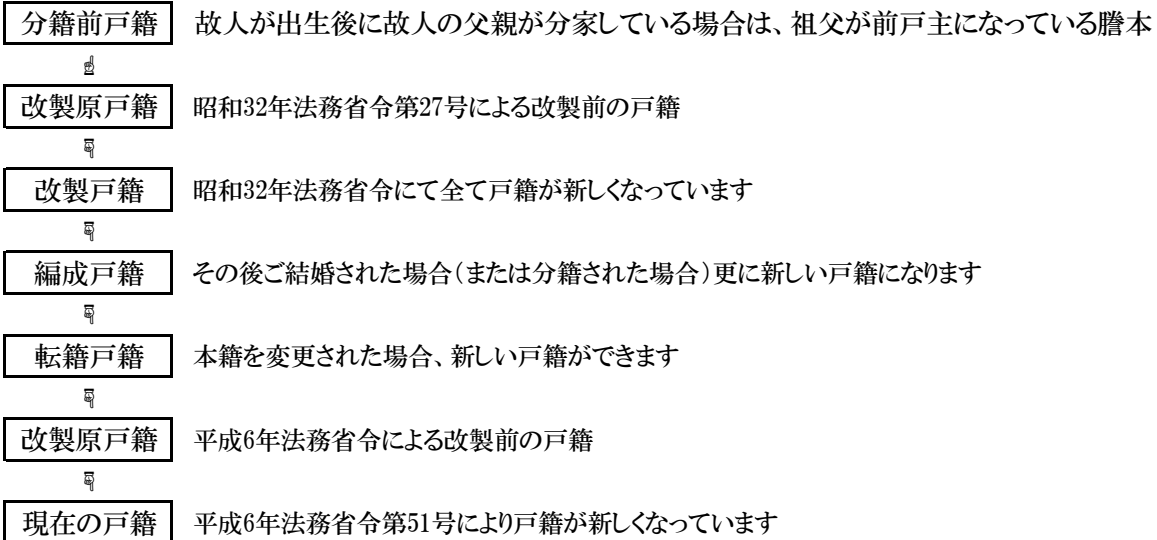
市町村の役所(役場)の担当者様へのお願い

- ① 被相続人の「出生」から「死亡」まで繋がる戸籍(除籍)謄本の交付をお願いします。
- ② 震災等で滅失の理由により戸籍謄本がない場合は、「証明願」等の交付をお願いします。
- ③ 転籍の履歴がある等の理由で貴役所(役場)だけでは「出生」から「死亡」までの戸籍謄本が繋がらない場合は、その旨の説明及びどこの役所(役場)で誰の戸主名(筆頭者名)で戸籍謄本を請求すればよいか等を相続人へご説明お願い致します。
- ④ 区画整理事業等による本籍の地番変更等の事実の記載が省略されている場合には、『町界町名変更証明書』の交付をお願いします。

戸籍謄本について

- ① 相続人を確認するためには、被相続人(亡くなられた方)が生まれたときから亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要となります。(一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要となる場合がありますので下記をご参照下さい)
- ② 被相続人の死亡事実と法定相続人を確認するために必要ですので、先ず「現在の戸籍謄本」を取得して下さい。(現在は、「全部事項証明書」という自治体もございます)

※戸籍の改製時には、区画整理事業等による「本籍の地番変更等」の事実の記載が省略されている場合があります。その場合、請求すると「町界町名変更証明書」が交付されますので併せて取得して下さい。



【参考：法定相続人関係図】

